

2021 年度の作業計画（案）

文部科学省
科学技術・学術政策局政策課資源室

1. 分析計画

現時点で検討中のものもあるが、最終的に 100 食品程度の分析を予定している（資料 2-2 参照）。選定に当たっての重点的に分析を行う食品の基本的な考え方は以下のとおり。

- (1) 令和 2 年度分析予定であったが、最終調整により分析から外したもので、特に他の食品との関係から令和 3 年度に分析を行う必要があると考えられる食品。
- (2) 利用可能炭水化物、有機酸、食物繊維等のエネルギー計算に関連する成分情報の充実。
- (3) 減塩化等の食品成分の変化が見られる食品や、健康管理等の理由で再分析、収載値の更新が必要とされるもの。
- (4) 平成 26 年の国民健康栄養調査をベースとして設定した、たんぱく質、脂質、炭水化物摂取の寄与度の上位 75% の食品リストのうち、微量 5 成分（ヨウ素、セレン、クロム、モリブデン、ビオチン）が未分析のもの。
- (5) 既収載食品のうち、摂取量の多いもので成分値に疑義のあるものや、成分値が古く現状に合致していないもの、計算値、推計値であるもの。
- (6) 新規食品については成分表 2020 年版（八訂）に未収載である食品のうち、国民が日常摂取しているもの。
- (7) 分析法の変更により成分値が変わるもの（食物繊維、脂質等）。
- (8) 素材として用いられる食品の代表的な調理形態に該当するもの。

なお、今回提示する、食品リストは次年度予算決定後に、予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞り込みを行い当該年度事業として公示、入札を行う予定。（例年の予算規模となった場合は 100 食品程度の分析が可能となる見込み。）

また、次年度分析食品の成分値の公表は、令和 4 年度以降となる見込み。

2. 食品成分委員会の運営

- 2020 年分析結果に基づく成分値の検討・確定
- 脂質及び脂肪酸等の分析方法の見直し
- 中長期的な論点の整理